

城西国際大学 インターンシップ等受入事業所の募集について

本学キャリア形成プログラムでは、「在学中にインターンシップを経験することは、自己の職業適性や将来を考え、主体的な職業選択や就業意識の育成につながる」と考え、三省合意の基本的な考え方にに基づき学生にインターンシップへの参加を推奨しています。

「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方(文部科学省・厚生労働省・経済産業省による「三省合意」)」の2022年6月13日付改正を受け、学生のキャリア形成支援における産学協働の取組の類型が再定義されました。

[大学等におけるインターンシップの推進：文部科学省](#)

つきましては、インターンシップやオープンカンパニー、キャリア教育等で学生を受け入れていただける事業所を広く募集します。

学内でのインターンシップ情報の配信を希望する場合には、以下のシステムからお申込みください。

本学では、求人情報配信システム「キャリアタス UC」を導入し、インターンシップ情報を学生に公開しています。

詳しくは下記をクリックして情報をご登録ください。



[キャリア支援クラウドサービス キャリタス UC](#)

◆本学が推奨する「インターンシップ」について

1. 就業体験を含む5日間以上のプログラムを「インターンシップ」と位置づけています。

キャリア形成・就職センターでは、「正課」以外の各種インターンシップ等を取り扱っています(以下、正課外インターンシップ)。

学部や研究科によっては、本学との提携後、正課としてガイダンス、事前・事後の学習、実習報告書の提出、受入先からの評価など、一定の要件を満たした学生には単位を認定する制度もあります。

2. 正課外インターンシップは以下のいずれかに該当するものを推奨しています。

- (1) 業務体験型
- (2) 課題解決型
- (3) 事業創造型
- (4) 仕事理解型
- (5) 上記の他、本学で「インターンシップ」と認めたプログラム

3. 本学ではクォーター（4学期）制を設けており、夏期、冬期、春期の休業期間以外でも学生の時間割によって参加できる場合があります。
4. 学生に公開する正課外インターンシップの情報からの参加は、「学生が直接受入先へ応募し、個別に調整を進めていただく」形式になります。
5. 正課外インターンシップにおいて、学生の参加に伴う大学との覚書などの締結が必要な場合には、別途ご相談ください（本学の判断で締結ができない場合があります）。
6. インターンシップ参加学生の安全配慮義務の履行をお願いします。
実習中の万一の事故等に備え、学生は「学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。保険適用のためには、参加学生の事前申請による本学承認が必要となり、承認には1週間ほど期間を要しています。
学生の保険加入が必須となる場合には、早めに受入学生にキャリア形成・就職センターで必要な手続を行うようにご連絡ください。
7. 受入先のご担当者様には、誠に恐れ入りますが、5日間を超えるインターンシップの参加学生の「フィードバックシート」の記入にご協力をお願いいたします。
なお、記入いただいたコメント等は、教育的観点から学生や指導教員に開示し、今後の指導に役立たせていただきますので、予めご了解ください。
8. 短期の就業体験や見学など、業務に係る指揮命令を受けない場合には、報酬は原則無償（交通費、昼食代などの支給、補助は可）。1か月を超える長期の場合には、労働関係法令の遵守に努めてください。
9. 正課外インターンシップに必要な諸経費（交通費や資料代など）は、大学が負担することは出来ません。学生個人の負担としています。
10. 以下の「望ましくないと考える項目例」に該当することが無いようご配慮ください。

【インターンシップで望ましくないと考える項目例】

1. 学業に支障を来すもの
2. 1日8時間を超えるもの
3. 内容がアルバイトに類似のもの
4. 安全配慮義務が履行されないもの
5. 長期にわたり業務の指揮監督を受けるなどの使用従属関係が発生しているにも関わらず、労働関係法令が遵守されないもの

問い合わせ先 城西国際大学 キャリア形成・就職センター
TEL：0475-55-8888
E-Mail shushoku@jiu.ac.jp